

第 6 章 生活に困っている人のために

1. 生活保護制度

生活保護制度は、憲法第25条の理念に基づき、国が生活に困っているすべての国民に対し、その程度に応じて必要な保護を行うとともに、一日もはやく自立できるように手助けをする制度です。

保護を受けるときは、その前提条件として資産、能力その他あらゆるものを生活の維持のために活用し、さらに私的扶養、他の法律による給付を優先して活用し、それでもなおかつ生活に困窮する場合にはじめて保護が行われます。

2. 法外援護

この制度は、一時的に生活に困っている市民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な援護を行い、もってその自立を助長することを目的として設けられたものです。

	区 分	内 容
低所得世帯	生活費援護	30,000円以内
	住宅費援護	100,000円以内
	教育費援護	10,000円以内
	医療費援護	100,000円以内
旅費欠乏者援助（行旅病人）		1回 500円程度

3. 最低生活保障水準

平成30年度の最低生活水準の

項 目		世 帯 類 型	標準 3人世帯			稼働年齢単身世帯	
生 活 扶 助	1 類	衣食費等（①と②は年齢別に8階層に、③は6階層に区分されている）	主・男33歳 稼働	① 37,710 ② 34,740 ③ 43,160	主・男35歳 無職	① 37,710 ② 34,740 ③ 43,160	
			妻・女29歳 非稼働	① 37,710 ② 34,740 ③ 43,160			
			子・4歳	① 24,680 ② 27,090 ③ 40,620			
	2 類	水道光熱費（世帯を構成する人数別に区分）	3人	① 49,900 ② 53,480 ③ 44,480	1人	① 40,670 ② 36,880 ③ 27,300	
	冬季加算	自11月～至4月 暖房費（2類の上積方式・県毎に相違Ⅲ区）	(3人)	(11,800)	(1人)	(7,320)	
	小 計	1類①合算額×通減率+2類①		150,000		78,380	
		1類②合算額×通減率+2類②		156,516		71,620	
1類③合算額×通減率+2類③		135,255		70,460			
激 変 緩 和(A)		$(① \times 0.9) \times 2/3 + ③ \times 1/3$	(146,890) 135,090	$② \times 2/3 + ③ \times 1/3$	(78,560) 71,240		
各種加算(B)	障害者等（ハンディキャップにより異なる）						
教 育 扶 助 (C)	基準額	学用品費、その他の教育費					
	学校給食費	小学校・中学校					
	教材代	学校長又は教育委員会の指定した副読本など					
	学習支援費	クラブ活動費					
I 合計 () は冬季加算を含む (A+B+C)			(146,890) 135,090		(78,560) 71,240		

II 住宅扶助 (平成29年4月1日基準)	世帯員数	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人以上
	基準額	29,000	35,000	38,000			41,000	46,000
特別基準額	38,000	41,000	44,000	46,000	49,000		52,000	
1人世帯の面積要件								
	11㎡～15㎡	26,000						
	7㎡～10㎡	23,000						
	6㎡以下	20,000						
III 医療扶助	自己の負担に帰すべき額							
IV 介護扶助	介護施設入所者基本生活費 9,690円以内							

具体的事例(月額)2級地—1

平成30年10月1日適用(単位:円)

母子3人世帯		老人2人世帯		老人単身世帯	
主・女35歳 非稼働	① 37,710 ② 34,740 ③ 43,160	主・男75歳 無職	① 30,280 ② 30,580 ③ 37,250	主・75歳 無職	① 30,280
長男・14歳 中学2年生	① 39,400 ② 35,410 ③ 43,460	妻・女67歳 家事	① 33,800 ② 35,230 ③ 41,260		② 30,580
長女・8歳 小学2年生	① 31,900 ② 31,090 ③ 41,550		③ 37,250		
3人	① 49,900 ② 53,480 ③ 44,480	2人	① 45,010 ② 45,360 ③ 40,090	1人	① 40,670 ② 36,880 ③ 27,300
(3人)	(11,800)	(2人)	(10,390)	(1人)	(7,320)
	158,910 138,015 136,134		109,090 103,602 107,200		70,950 67,460 64,550
$(① \times 0.9) \times 2/3 + ③ \times 1/3$	(152,530) 140,730	$② \times 2/3 + ③ \times 1/3$	(115,200) 104,810	$② \times 2/3 + ③ \times 1/3$	(73,810) 66,490
母子加算2児	22,400				
中学生5,000円・小学生2,600円					
中学生5,400円・小学生4,700円					
実費支給					
実費(ただし、年額で中学生58,700円以内・小学生15,700円以内を上限とする)					
(教材代と学習支援費を含まない)	(152,530) 180,830		(115,200) 104,810		(73,810) 66,490

・保護の要否判定

原則 (I + II + III) > 前3ヶ月の平均総収入 → 要

例外1 常用勤労者(賞与・手当等)

(I + II + III) > 保護の申請月以降1年間の平均総収入(推定) → 要

例外2 短期医療(医療予定4ヶ月未満の申請)

(I + II) × (医療予定期間 + 2ヶ月) + III (医療予定期間分) >

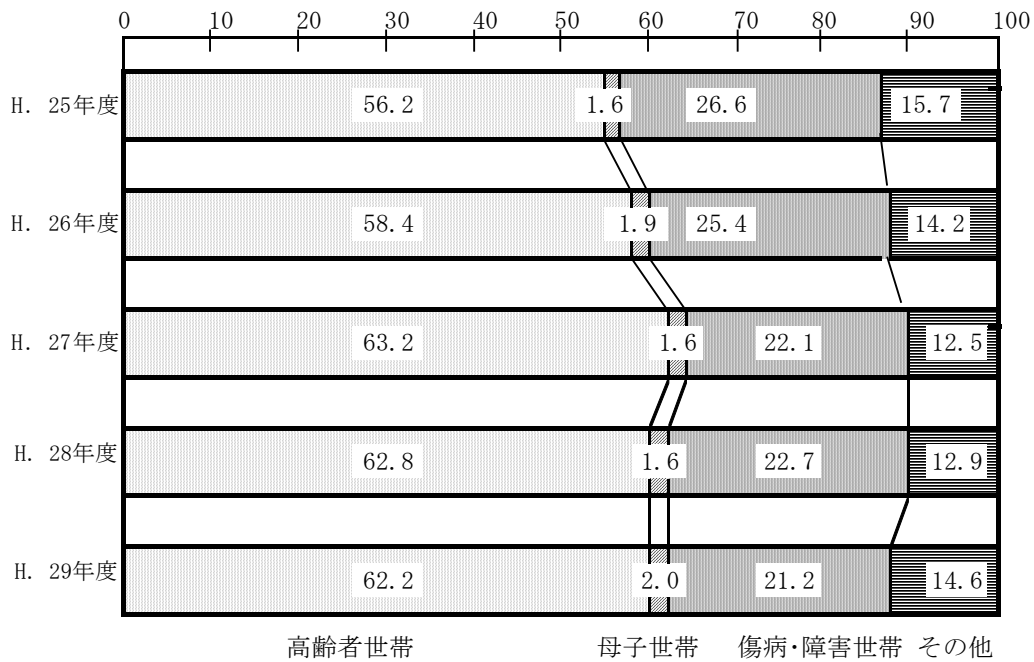
総収入額 × (医療予定期間 + 2ヶ月) → 要

4. 保護の動向

年度別 (年度平均：毎月末の総数の平均値)	管内人口 (A)		被保護世帯数 (停止世帯を含む。)		被保護人員 (B)		保護率 B/A×1,000	世帯類型別	
	実数	対前年度比	実数	対前年度比	実数	対前年度比		高齢者世帯	母子世帯
平成25年度	172,825	99.3	693	101.8	795	100.8	4.60	(56.2%) 385	(1.6%) 11
平成26年度	171,593	99.3	694	100.1	802	100.9	4.67	(58.4%) 403	(1.9%) 13
平成27年度	171,795	100.1	682	98.3	792	98.8	4.61	(63.2%) 431	(1.6%) 11
平成28年度	171,544	99.9	679	99.6	786	99.2	4.58	(62.8%) 425	(1.6%) 11
平成29年度	170,459	99.4	652	96.0	753	95.8	4.42	(62.2%) 399	(2.0%) 13

世帯類型別構成比の推移 (単位：%)

(毎年度平均)



被保護世帯数 ()内は構成比		稼働類型別世帯数				医療扶助人員				保護開始・廃止等の 状況(延べ数)		
傷病・ 障害者 世帯	その他 世帯	稼働 世帯	前 年 度 比	非 稼働 世帯	前 年 度 比	入 院		入院外		※申 請件 数	※開 始件 数	※廃 止件 数
						実 数 ○ は	精 神 障 害 者 前 年 度 比	実 数	前 年 度 比			
(26.6%) 183	(15.7%) 108	57	111.8	629	100.8	(62) 95	101.1	518	101.6	80	77	77
(25.4%) 177	(14.2%) 98	66	115.8	625	99.4	(63) 104	109.5	534	103.1	86	84	78
(22.1%) 151	(12.5%) 85	72	109.1	606	97.0	(62) 100	96.2	524	98.1	59	58	72
(22.7%) 154	(12.9%) 87	72	100.0	605	99.8	(52) 93	93.0	534	101.9	76	73	94
(21.2%) 137	(14.6%) 94	62	86.1	580	95.9	(42) 73	78.5	489	91.6	81	77	97

- ・高齢者世帯・・・65歳以上の者のみで構成されている世帯。また、これらの者に18歳未満の者が加わった世帯。
- ・母子世帯・・・現に配偶者がいない(死別・離別・生死不明及び未婚等による。)18歳から65歳未満の女子と18歳未満のその子(養子を含む。)のみで構成されている世帯。
- ・傷病・障害者世帯・・・世帯主が入院しているか、在宅患者加算または障害者加算を認定されている世帯、もしくは世帯主が傷病・精神障害・知的障害等の心身上の理由で働けない世帯。
- ・その他世帯・・・上記のいずれにも該当しない世帯。

生活保護世帯数・人員の推移

□ 保護世帯 ■ 保護者

(毎年度平均)

